平成２１年（フ）第９８９号
埼玉県川口市金山町15番21号　コーポアイランド302号、申立時の住所神戸市中央区中山手通３丁目10番10号　ピレデンス中山手502号
債務者　福田　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８５号
神戸市中央区旗塚通２丁目１番19号　旗塚マンション102号、従前の住所兵庫県明石市西朝霧丘６番10号
債務者　西村　高明
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９６号
兵庫県三田市福島329番地２　沢の本宿舎１棟309号、従前の住所兵庫県三田市すずかけ台４丁目４番地１－１棟403号
債務者　平地　雅昭
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１０２号
神戸市灘区記田町５丁目３番７号
債務者　谷井　清子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０号
北海道白糠郡白糠町西庶路西１条南１丁目１番地19
債務者　角田　　愛
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２４１号
釧路市武佐１丁目９番３号
債務者　北島　香織（旧姓徳山）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２４７号
釧路市桜ケ岡７丁目27番23号
債務者　長尾　美子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２５０号
釧路市貝塚２丁目19番３号
債務者　宇佐美洋子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１３６９号
横浜市旭区笹野台３丁目35番４号
債務者　本田　美香（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０２２号
横浜市戸塚区鳥が丘35番地16　シティハイムバードヒル102号
債務者　瀧川　礼子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１７号
神奈川県相模原市中央５丁目10番10号　ファイブ中央102号
債務者　髙橋　八重
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３４７号
神奈川県相模原市上溝4087番地１ヴィクトリアオーシャンＢ302
債務者　末吉　美紀
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３６５号
神奈川県相模原市津久井町中野1661番地４　オーキッドハウス201
債務者　中嶋　順子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１８２８号
横浜市港南区野庭町608番地　野庭団地４棟413号
債務者　山崎　英明
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９５９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目21番47号
債務者　二見　省吾
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部